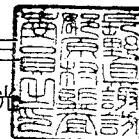




令和5年3月22日付けで提出されました原村職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和5年5月19日

原村監査委員 津金 敏三
同 森山 岩光



第1 請求書の提出日

令和5年3月22日

要件審査を行い、本件請求が、法第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することとしました。

第2 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和5年2月8日に行われた原村議会総務産業常任委員会の視察研修（以下「本件視察研修」という。）が、公務の視察研修にあたらず、実施に伴う公金の支出が、違法若しくは不当な財務会計上の行為であるか否かを監査対象としました。

2 監査対象部局

本件視察研修にかかる公金支出の担当部局である議会事務局を監査対象部局としました。

3 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求者から措置請求書の提出に併せて事実証明書として視察報告書の提出がありました。また、追加の資料提出及び陳述の機会について意向を確認したところ、追加の資料はなく、陳述については、文書（メール文）にて1件提出がされ

ました。

監査対象部局から、令和4年12月9日、12月14日、令和5年1月20日に開催された、総務産業常任委員会の会議記録（要点筆記）、議長から承認を受けた旅行伺の提出がありました。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人からの提出書面、監査対象部局からの提出書類、監査対象部局職員及び関係議員から聴取した陳述により以下のとおり事実を認めました。

(1) 議員の参加者について

総務産業常任委員長及び委員1名、委員外議員として議長の参加がありました。

(2) 職員の参加者について

議会事務局職員2名（随行・公用車運転）、商工観光課長1名（随行）、視察内容を所管する部局（商工観光課）の職員2名の参加がありました。

(3) 視察研修実施に伴う公金の支出について

ア 移動にかかる費用等

職員の出張と同様に経済性の観点から、公用車（10人乗り）で高速道路を使用。原村役場を出発し諏訪ICから高速道路に入り松川IC→飯田IC→飯田山本ICで出入し視察先（県内）を回り帰庁。往復約300kmであるため、当時のガソリン納入価格155円/L、公用車（10人乗りハイエース）のメーカー発表燃費9.1km/Lから算出し燃料費5,110円、往復の高速道路使用料4,670円を加え、移動にかかる費用は概算ではありますが、9,780円としました。

イ その他の公金支出（議会費の予算から支出されたもの）

現地で体験した星空ナイトツアーでのゴンドラ乗車代2,000円×6名分（議員3名、随行課長（商工観光課長）1名、事務局2名）の12,000円（商工観光課長以外の商工観光課職員2名分については、商工観光課の予算から支出。）

県内の実施のため、議員、職員とともに旅費日当は発生しておりません。

(4) 行政視察実施までの経緯

ア 閉会中の継続調査に関する議決

令和4年第4回原村議会定例会において各委員会の委員長からの申し出

を受け、所管に属する事務調査について閉会中の継続調査として議会の議決を受けております。原村議会では、視察研修を常任委員会所管に係る事務調査の一環とし位置づけております。

イ 視察研修決定までの経緯

原村議会常任委員会の行政視察については、所管事務に関わる調査として各常任委員会で視察項目、視察先等の協議が行われ議長の承認を得て実施されております。本件視察研修については、令和4年12月9日、同年12月14日に常任委員会が開催され、視察研修実施の合意、候補地の選定、実施可能期間の確認が行われております。実施日については、事務局から候補地に打診し委員会で確認された期間内において受け入れ可能の日で決定がされております。

行程については、令和5年1月20日に常任委員会を開催し委員に確認をいたただく予定でいましたが、以前から入院していた委員に加え、当日、朝から体調不良を訴えた委員、委員会開会直前に体調不良を訴え欠席した委員がでたため、同日に確認をいただくことはできませんでした。実施日が迫っていたため、委員会開会のための委員の半数以上の出席という要件を割っておりましたが、欠席の委員には、後日、行程の確認を行うこととし、出席の委員で行程を確認しました。後日、行程の確認を行ったところ欠席委員3名のうち2名から行程の一部に異議が、1名から賛成の意見が出され、賛成多数により行程を決定し実施されました。

ウ 視察研修の内容

(請求人提出の令和4年原村議会総務産業常任委員会 視察報告書より)

実施日 令和5年2月8日

視察先 長野県阿智村・長野県豊丘村

視察内容

阿智村役場にて、「日本一の星空の村」の取組みについて、経過、展望、課題などの説明をいただいております。

阿智村富士見台高原ロープウェイ ヘブンスそのはらにて実際に星空ナイトツアーを体験しております。

豊丘村の道の駅「南信州豊丘マルシェ」にて、村指定避難所、避難場所となっていることから施設見学を実施しております。

2 監査委員の判断

(1) 結果

本件請求を棄却する。

(2) 理由

ア 派遣の手続きの違法性について

請求人は、議員を派遣するにあたり原村議会会議規則（以下「規則」という。）第129条に規定されている議会の議決の手続きを経ていないため、議員派遣として公務の視察研修に当たらず、議員有志による私的旅行であると主張しています。議決を経ていない証左として、原村議会委員会条例（以下「条例」という。）第27条に規定されている記録が残されていないことを挙げております。

監査委員は、本件視察研修の実施までの手続きについて確認しました。本件視察研修は、規則第74条に基づく委員会の委員の派遣であり、委員会における議決をもって行われたものと判断しました。規則第129条と条例第27条については、直接的な関連がないと判断し、規則第129条を規則第74条に読み換えて検討を行いました。まず、条例第27条において「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない」と規定されている点について確認したところ、監査対象部局から提出された会議記録には、委員長の署名又は記名押印がありませんでしたが、関係議員からの意見聴取により委員会の会議記録については、慣例的に委員長の署名又は記名押印はしていないことの確認ができたため、記録として有効と判断しました。この記録を確認したところ、令和4年12月9日、同年12月14日に常任委員会が開催され、その中で視察研修実施の合意がなされ、候補地の選定、実施可能期間の確認が行われていたことが確認できました。また、意見聴取の中で、視察候補地との調整は、委員長と事務局に委ねられ、実施可能期間の中で相手先の都合の良い日時に合わせることであったことも確認できました。この経過により、本件視察研修の実施日、視察先が決定されました。令和5年1月20日に開催された委員会については、条例第14条に規定する定足数に達していないことから考えると、成立したとは言い難いですが、しかしながら、本件視察研修の実施については、これまでの委員会すでに決定しており、1月20日の会議は、行程の確認が主たる目的であり、当日の会議不成立が本件視察研修実施の可否決定に影響するとは、言えないことから、派遣の手続きに違法性はないと判断いたしました。関係委員の意見聴取からも、そもそも議会事務局職員が議員の私的旅行の調整をするはずがないとの意見も聞かれました。

イ 参加人数に対する不当性について

請求人は、本件視察研修に事前に意思表示をした上で過半数が欠席している。定足数に達しない場合に会議は不成立となることと同様に、中止することが可能であったにも関わらず、定足数に満たない人数で強行された本件視察研修は公務の視察研修に当たらず議員有志による私的旅行であると主張しています。

監査委員は、参加人数について検討しました。本件視察研修は、委員会において行政視察として実施の合意がなされ、候補地の選定、実施日の決定がされております。監査対象部局からの意見聴取により、行政視察という性質上、通常であれば少なくとも2か月程度前から候補地に打診し、受け入れ可能かの確認を行い計画を立てていくというのが流れと理解しました。本件視察研修については、短い期間のなかで視察先に打診し、内部で調整をいただいたうえで承諾いただいたという経緯を理解し、実施日近くになってから委員の都合による欠席に伴う中止は望ましくないと判断しました。また、欠席理由についても参加する意思があったが予定より入院が長引いてしまい、結果として不参加となったケースも含まれており、このことについては事前の欠席の意思表示とは言い切れないと判断しました。体調不良に伴う欠席はやむを得ないと考えますが、視察研修自体を中止すべきではなく、参加人数が減ったとしても可能な限り実施したほうが良いと判断しました。(ただし、新型コロナウイルス感染症に伴うものは除く。)

ウ 行程と視察内容の不当性について

請求人は、本件視察研修は、観光・レジャー的要素が強く「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされているか（実質的に視察等に名を借りた観光中心旅行でないか）。」との観点から公務の視察研修には当たらず、議員有志による私的旅行であると主張しています。

監査委員は、本件視察研修の実施に伴い調査研究がなされているかについて検討しました。参加した委員及び議員からの意見聴取から、阿智村役場にて「日本一の星空の村」の取組みについて説明を受け、実際に現地で星空ナイトツアーやプログラムを体験することは、当村においても星空を観光資源にする取り組みを進めている観点から大いに意義のあることとの意見が聞かれ、また、本件請求に添付されていた、「令和4年原村議会総務産業常任委員会 視察報告書」からも委員会の所管事務調査として調査研究がなされていましたと判断しました。

(3) 結論

以上のことから、本件視察研修に伴う公金の支出が、違法又は不当な財務会計処理に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。よって、本件請求は棄却が相当と判断します。

3 監査委員の意見

議会の活性化、委員会の審査能力及び機能の向上のためにも委員会の行政視察は、必要なものと認識されます。

一方、費用が公費により支出される以上、視察の目的、場所、期間その他必要な事項を明確に定め成果のあるものになるよう努めることを望みます。



原村職員措置請求書

原村長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

監査委員は、以下に示す「原村議会総務産業常任委員会視察と称する、原村議員有志による私的旅行」(以下「本件旅行」)に係る違法・不当な公金支出について、原村長に対し、本件旅行に参加した原村議會議員(以下「議員」)3名から原村への返還を求めるなど、原村の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為

令和5年2月8日に行われた本件旅行に対し、少なくとも公用車を利用し5名もの原村職員(以下「職員」)が随行していることから、原村から本件旅行の費用として公金が支出されたことは明らかである。参加者と行程は別添の報告書のとおり。

(2) 違法若しくは不当とする理由

ア 議員の派遣の手続の違法性

原村議会会議規則第129条において「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。2 前項の規定により、議員の派遣を決定するにあたっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定されている。議会の議決は、原村議会委員会条例第27条において「委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。」と規定されており、当該記録がないことは議会の議決を経ていない証左である。また、別添の報告書から、例え災害現場の確認等の「緊急を要する場合」にも該当しない。したがって、本件旅行は議員派遣として公務の視察研修には当たらず、議員有志による私的旅行である。実際に本件旅行は原村議会総務産業常任委員長(以下「委員長」)の独断的な主導で行われたものであり、原村議会総務産業常任委員会の議決を経ていないのであるから、その記録が存在しないのは至極当然である。

イ 参加人数に対する不当性

別添の報告書のとおり、本件旅行には原村議会総務産業常任委員(以下「委員」)の過半数が事前に意思表示をした上で欠席している。定足数に達しない場合に会議は不成立となるが、委員の過半数が事前に欠席の意思表示をした以上、会議と同様に不成立(中止)することが十分可能であったにも関わらず、わずか2名の委員の参加の下で委員長の独断的な主導により強行された本件旅行は、議員派遣として公務の視察研修には当たらず、議員有志による私的旅行である。

ウ 行程と視察内容の不当性

別添の報告書のとおり、本件旅行は観光・レジャー要素が強く「一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされているか（実質的に視察等に名を借りた観光中心の旅行でないか）。」との観点から議員派遣として公務の視察研修には当たらず、議員有志による私的旅行である。

（3）原村に生じている損害

議員有志による私的旅行である本件旅行のために原村から支出された公金のうち全額。

2. 請求者

住 所

氏 名

電話番号

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和5年3月22日

原村監査委員あて